

令和 8 年度

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画



令和 8 年 4 月

国東市環境衛生課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項に基づき、令和 8 年度一般廃棄物(ごみ)処理(実施)計画を次のとおり定める。

1. 計画の趣旨

この計画は、国東市内から発生する一般廃棄物に関し、ごみの排出抑制と再資源化という視点を重視し、循環型社会の構築に向け、3R活動(Reduce:発生抑制)・(Reuse:再使用)・(Recycle:再資源化)を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費を節約し、また、循環的な利用を促進していくことを目的とする。

2. 計画区域

国東市全域

3. 計画人口

ごみ処理計画人口は、住民登録人口(外国人を含む)とする。

令和 8 年 3 月 1 日現在 24,484 人

4. 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5. 計画の対象とする廃棄物とその区分

本市で発生する全ての一般廃棄物(ごみ)

- ・家庭系ごみ(市民生活に伴って各家庭から排出されるごみ)
- ・事業系ごみ(事業活動に伴って事業所から排出されるごみ)
- ・環境系ごみ(ボランティア清掃活動により排出されるごみや不法投棄されたごみなど)

一般廃棄物の種類及び分別区分

区分			ごみの種類	収集容器	処理料	収集方式
家庭系ごみ	燃えるごみ		衣類等繊維類、プラスチック類、生ごみ、靴類、皮革製品、古布、貝類、料理くず、卵の殻、たばこの吸殻、紙おむつ、植木くず、草類、ビニール類（農業用は除く）、トレイ、ビデオテープ類、使い捨てカイロ、調味料や油等で汚れたペットボトル等	有料指定ごみ袋（45L、30L）	(45L) 25円/袋 (30L) 15円/袋	ステーション方式（可燃物集積所、不燃物集積所、古紙集積所）
	燃えないごみ		茶碗・皿などの陶磁器類、やかん・鍋・フライパンなどの家庭用金物類、金属製キャップ、びん以外のガラス類（板ガラス・ガラスコップ類）、化粧品空きびん、空き缶以外の金属類、多種類の素材でできたおもちゃ、乾電池、蛍光管、アルミホイル、一斗缶、スプレー缶、ペットフード缶、調味料や油で汚れた缶、錆びた缶等	有料指定ごみ袋（45L、30L）	(45L) 25円/袋 (30L) 15円/袋	
	資源ごみ	あきかん	ジュース缶、ビール缶、金属製菓子缶、ミルク缶等の空き缶類	透明・半透明のビニール袋	無料	
		あきびん	ジュースびん、ドリンクびん、ウイスキー等のびん、食品類の空きびん等			
		ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用			
		古紙類	新聞・チラシ、雑誌類（カタログ、週刊誌、教科書、絵本）、雑紙（折り紙、紙箱、画用紙、カレンダー、コピー用紙、ダイレクトメール、手帳、トイレットペーパーやラップの芯、値札、はがき、パンフレット、紙ファイル、封筒、メモ用紙）、段ボール	ひもや袋でまとめる		
		水銀温度計等	水銀温度計、水銀体温計、水銀血圧計	透明なビニール袋		
		小型充電電池等	小型充電電池（リチウムイオン充電電池、ニッケル水素充電電池、ニカド充電電池）、モバイルバッテリー（小型のもの）、加熱式タバコ、電子タバコ	指定なし		
		小型家電	デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯用ラジオ、携帯用テレビ・ナビ、小型ゲーム機、電子辞典・手帳、電卓、リモコン、携帯電話、電話機、電源コード類			
	粗大・一時多量ごみ		指定ごみ袋に入らないごみ、転居・大掃除等で多量に出たごみ、家電（リサイクル対象製品を含む）、家具類、布団類、自転車等		自己搬入 10Kg毎に44円 委託搬入 10Kg毎に110円	自己搬入または許可業者への委託
事業系ごみ			事業活動に伴って生じた一般廃棄物で産業廃棄物を除く	袋に入るものは透明・半透明のビニール袋	10Kg毎に110円	自己搬入または許可業者への委託
環境系ごみ			ボランティア清掃活動により排出されるごみ	ボランティア袋（旧指定ごみ袋）	減免申請により無料	随時
			不法投棄されたごみ	家庭系ごみに準じる	家庭系ごみに準じる	随時

資源ごみの内、あきかん・あきびん・ペットボトルについては、燃えないごみと併せて収集を行い、収集量は「委託収集(不燃ごみ)」に含めます。

6. 収集運搬計画

○ 家庭系ごみ

- ① 主 体:国東市(指名競争入札により落札した4社に収集運搬業務を委託)
- ② 収集方式:ステーション方式
- ③ 収集区域:国東市内
 - (1) 可燃物北部地区(国見町全域、国東町の一部地区)
 - (2) 可燃物南部地区(国東町、武蔵町、安岐町の一部地区)
 - (3) 不燃物(市内全域)及び可燃物一部地区(武蔵町、安岐町の一部地区)
 - (4) 古紙回収(市内全域)
- ④ 収集回数:(可燃ごみ)週2回/地区(月曜日から土曜日まで収集)
(不燃ごみ)月1回/地区(第1月曜日から第4金曜日まで収集)
(古紙回収)月1~2回/地区(第1から第4月・火・木曜日に回収)
- ⑤ 搬入先:(可燃ごみ)
宇佐・高田・国東広域事務組合 国東サテライトセンター
及び 宇佐・高田・国東広域事務組合 クリーンセンター
(不燃ごみ)
宇佐・高田・国東広域事務組合 国東サテライトセンター
及び 宇佐・高田・国東広域事務組合 クリーンセンター
(古紙)資源回収業者

○ 直接搬入ごみ

- ① 主 体:排出者
- ② 収集方式:自己搬入または許可業者への委託
- ③ 収集区域:国東市内
- ④ 収集回数:随時
- ⑤ 搬入先:広域事務組合国東サテライトセンター
及び 広域事務組合クリーンセンター

○ 事業系ごみ

- ① 主 体:排出者
- ② 収集方式:自己搬入または許可業者への委託
- ③ 収集区域:国東市内
- ④ 収集回数:随時
- ⑤ 搬入先:広域事務組合国東サテライトセンター
及び 広域事務組合クリーンセンター

○ 許可業者

令和 8 年度の国東市の総ごみ排出量の見込み(7,385.75t)は、既存の収集運搬許可業者の処理能力($90783.5t = 292.85t/\text{日} \times 310 \text{ 日}$)を下回っており、既存の許可業者において適切な収集運搬体制が確保されている状況である。

なお、一般廃棄物処分業の許可については、国東市または既存の許可業者が処分できない場合、資源化の促進のために市長が特別に必要と認める場合を除き、新規の許可は行わないものとする。

しかしながら、市の環境美化や防災面、市民の利便性の向上と既存の許可業者の事業への影響を考慮し、新規許可の停止を開始した時点での令和2年3月末の事業者数(32社)を基準としつつ、令和5年度3月末から過去5年間実績が無い事業者に相当する数の市内にのみ事業所を有する事業者へのみ、家庭系一般廃棄物(家財整理等家庭多量ごみ限定の収集運搬)処分業の新規許可を令和8年度中に若干数の件数で実施する方向で検討し実施する方針とする。

許可にあたっては、現行の審査基準に加え、産業廃棄物収集運搬業等の許可を有しており、市内にのみ事業所を置き、過去及び現在において衛生施設使用料の滞納が無いこと。

また、将来も同使用料の滞納の見込みが想定されない経営可能なことなど審査基準を追加し実施をする。

一般廃棄物収集運搬許可業者（令和8年4月現在）

許可業者名	所在地 ()内は市外本店所在地	連絡先
くにさきエコシステム㈱	国東町浜崎3230番地2	Tel.0978-89-5700
㈱環境整備産業	国東町小原2593番地 (大分市大字下郡3260番地の10)	Tel.097-569-0854
黒津崎環境㈲	国東町小原1931番地1	Tel.0978-72-4243
㈲葛蒲	安岐町下原1383番地の2	Tel.0978-66-4600
㈱ベッキ	安岐町塩屋109番地15 (速見郡日出町大字大神9535番地138)	Tel.0977-72-3000
㈲開豊産業	国東町小原95番地	Tel.0978-72-2277
平山産業㈱	安岐町大添463番地 (中津市三光下秣字大源寺平310番地の1)	Tel.0979-43-5530
㈱テクノ	安岐町下原1383番地の2	Tel.0978-67-2474
㈱ジャパンクリーン	安岐町大添1920番地1	Tel.0978-64-7272
(公社)国東市シルバー人材センター	安岐町下山口38番地1	Tel.0978-67-2991
㈲瀬戸商店	安岐町下原1383番地2 安岐コーポ101号室 (大分市大字海原字見休800番地の2)	Tel.097-521-6191
宮迫建設㈱	武蔵町系原2535番地	Tel.0978-68-1030
ゆうび㈱	安岐町大添1920番地1 (大分市豊海三丁目4番8号)	Tel.097-579-6638
㈱TKIM	安岐町下原1383番2 (速見郡日出町大字川崎2032番地2)	Tel.0977-73-0355
㈲エコトピア九州	武蔵町成吉512番地 (大分市向原沖一丁目1番52号)	Tel.0978-69-0108 Tel.097-555-9177
㈲エイテム	安岐町大添523番地	Tel.0978-67-2226
㈲九州クリーンサービス	国見町小熊毛1034番地 (大分市下郡北一丁目2番1号)	Tel.0978-83-0110 Tel.097-567-6367
㈲廣瀬建設	国東町東堅来206の1番地	Tel.0978-74-0429
徳丸総合建設㈱	安岐町成久569番地2	Tel.0978-67-2900
㈲堀田産業	国見町櫛海154番地1	Tel.0978-84-0124
国見興産㈲	国見町野田1505番地	Tel.0978-82-1138
㈲幸野建設	安岐町瀬戸田744番地	Tel.0978-67-3464
よろず屋 山ちゃん	安岐町朝来2452番地2	Tel.090-2775-3856
㈲甲原組	国東町田深1223番地3	Tel.0978-72-3246
㈲国東建設	国東町安国寺916番地	Tel.0978-72-0834
㈱別所商事	安岐町下原2480番地	Tel.0978-67-0192
麻田建設㈲	武蔵町麻田2085の2番地	Tel.0978-69-0339
便利屋 鴻江	国東町赤松1530番地	Tel.0978-75-0098
㈱後藤組	安岐町吉松3023番地	Tel.0978-67-3323
㈲ブライムサービス	国東町原2339番地	Tel.0978-72-4625

一般廃棄物処理許可業者（令和8年4月現在）

許可業者名	所在地 ()内は市外本店所在地	連絡先	処理を行う一般廃棄物の種類等
くにさきエコシステム㈱	国東町浜崎3230番地2	Tel.0978-89-5700	ペットボトル、スチール缶、7ℓ缶の中間処理（圧縮減容）
宮迫建設㈱	武蔵町系原2535番地	Tel.0978-68-1030	木くず、がれき類の中間処理

7. ごみの処理主体及び処理方法

(1) 家庭系ごみ

- ①市民は家庭廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等によりなるべく再利用を図り、一般廃棄物の減量に努めなければならない。
- ②市民は家庭廃棄物を分別して排出し、その生じた家庭廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、家庭廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- ③市民の家庭から排出されるごみは、収集場所として市長が認めた場所（以下「集積所」という。）に指定した収集日当日の午前 8 時 00 分までに排出しなければならない。
- ④集積所は、自治区の責任において、常にその施設及び周辺の清潔の保持等維持管理に留意し、施設の修理等についても行うものとする。

ごみの種類	収集 運搬	中間処理		最終処分	
		主体	方法	主体	方法
可燃ごみ	市(委託) 排出者	組合	焼却	市	埋立
不燃ごみ			破碎(破碎(鉄類等は回収し、再生事業者へ))		
古紙類	市(委託)	市	資源化事業者に売渡し		
アルミ缶	市(委託)	組合	選別・圧縮(製品は資源化事業者に売渡し)		
スチール缶					
あきびん			選別(選別品は容器包装リサイクル協会へ)		
ペットボトル			選別・梱包(梱包品は容器包装リサイクル協会へ)		
乾電池			選別(選別品は資源化事業者へ)		
粗大ごみ・一時多量ごみ	排出者		破碎・分別・焼却・資源化		
廃食用油	市(委託)	市	資源化事業者に売渡し		
水銀温度計等	市(直営)	組合	選別(選別品は資源化事業者へ)		
小型充電電池等			選別(選別品は資源化事業者へ)		
小型家電			選別・破碎(破碎後残鉄は資源化事業者に売渡し)		
犬猫等の死体	市(委託) 排出者		焼却	市	埋立

※表中の「組合」は「宇佐・高田・国東広域事務組合」をいう。

(2) 事業系ごみ

- ①事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任で適正に処理すること。

②排出者はごみの減量化に努め、分別を徹底し、積極的に再資源化に取り組むこと。

③自らが処理できない場合には、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、市が構成市となっている宇佐・高田・国東広域事務組合の処理施設で処理すること。

ごみの種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		主体	方法	主体	方法
可燃ごみ	許可業者 排出者	組合	焼却	市	埋立
不燃ごみ			破碎(破碎(鉄類等は回収し、再生事業者へ))		
資源ごみ			選別等(資源化事業者へ)		

8. 一般廃棄物の排出量見込

区分	過去4年間の実績（単位：t）				令和8年度 見込
	R4	R5	R6	R7	
委託収集（合計）	4209.49	4008.04	3834.06	3843.60	3730.05
委託収集（可燃ごみ）	3778.93	3583.38	3432.91	3437.09	3331.09
委託収集（不燃ごみ）	430.56	424.66	401.15	406.51	398.96
直接搬入（合計）	927.40	957.58	839.50	690.24	629.10
直接搬入（可燃ごみ）	760.02	795.59	709.40	567.02	517.46
直接搬入（不燃ごみ）	167.38	161.99	130.10	123.22	111.64
許可収集（合計）	2816.04	2954.01	2770.78	2591.00	2524.28
許可収集（可燃ごみ）	2760.96	2894.49	2703.49	2533.38	2465.36
許可収集（不燃ごみ）	55.08	59.52	67.29	57.62	58.92
地区資源回収	537.35	484.10	489.06	470.29	495.14
拠点資源回収（廃食油）		3.613	4.384	7.308	7.000
総ごみ排出量	8490.28	8407.34	7937.78	7602.44	7385.57

ごみの種類	令和8年度（見込）
可燃ごみ（家庭系収集ごみ）	3,331.09
不燃ごみ（家庭系収集ごみ）	398.96
小計	3,730.05
可燃ごみ（家庭系直接搬入ごみ） ※1	517.46
不燃ごみ（家庭系直接搬入ごみ） ※1	111.64
小計	629.1
可燃ごみ（事業系）	2,465.36
不燃ごみ（事業系）	58.92
小計	2,524.28
古紙（地区資源回収）	495.14
廃食油（拠点資源回収）	7.00
合計	7,385.57

※1 粗大ごみ、家庭一時多量ごみ

9. ごみの処理計画

(1) ごみの排出抑制の方法、住民に対する広報・啓発活動

○ ごみの発生抑制・再使用の推進

① ごみ処理有料化及び分別収集に係る事項

- ・ 指定袋の導入
- ・ 分別品目の適宜見直し

⑥ 生ごみ減量対策

- ・ 電気式生ごみ処理機の購入補助
- ・ 非電動式生ごみ処理機の購入補助
- ・ ダンボールコンポストの普及啓発

⑦ 環境教育、啓発活動

- ・ 収集日、分別方法、ごみ出し方法を掲載したごみ収集計画表を全戸配布
- ・ ごみの野焼き、不法投棄の禁止等の注意喚起を掲載（不定期）
- ・ 古紙回収、ごみの分別等の出前講座を随時実施

⑧ 容器包装廃棄物の発生抑制

- ・ マイバッグ持参の啓発用チラシを配布
- ・ 新聞エコバッグの作り方の出前講座を随時実施

⑨ その他の取組

- ・ 小型家電
- ・ 地域の資源回収（古紙集積所）を当該行政区が修繕・更新等する場合、その費用を一部補助
- ・ 地区の資源回収で回収された古紙の売払金を交付金として地区に還元
- ・ ごみの減量、再利用の促進として市内保育施設に「おさがりボックス」を設置

○ 事業系ごみの発生・排出抑制対策

- ・ 市内事業者へ分別徹底・リサイクルへの協力の啓発文書送付

○ 行政の取り組み

- ・ 小型家電回収ボックスを庁舎に設置
- ・ ミスコピー用紙の再利用を推奨
- ・ 公共施設より排出されるシュレッダーごみのリサイクル

(2) 令和8年度の種別別中間処理見込数量及び再資源化見込数量(単位:t)

① 中間処理見込数量

ごみの種類	処理方法	令和8年度(見込)
(1)可燃ごみ(家庭系収集ごみ)	焼却	3,331.09
(2)可燃ごみ(事業系収集ごみ)	焼却	2,465.36
小計		5,796.45
(3)不燃ごみ(家庭系)	破碎・選別・圧縮・梱包	398.96
(4)不燃ごみ(事業系)	破碎・選別・圧縮・梱包	58.92
小計		457.88
(5)可燃ごみ(家庭系直接搬入ごみ)※2	破碎・選別・焼却	517.46
(6)不燃ごみ(家庭系直接搬入ごみ)※2	破碎・選別・圧縮・梱包・保管	111.64
小計		629.10
合計		6,883.43

※2 粗大ごみ、家庭一時多量ごみ

② 再資源化見込数量

ごみの種類		処理方法	令和8年度(見込)
資源ごみ (古紙)	(7)古紙(地区資源回収)	地区資源回収	495.14
	(8)古紙(清掃工場直接搬入)	清掃工場選別後再資源化	15.12
	古紙小計[(7)+(8)]		510.26
資源ごみ (家庭系)	(9)ペットボトル	清掃工場選別後再資源化	75.49
	(10)びん類	清掃工場選別後再資源化	100.31
	(11)スチール類	清掃工場選別後再資源化	20.41
	(12)アルミ類	清掃工場選別後再資源化	36.03
	(13)粗大鉄	清掃工場選別後再資源化	43.38
	(14)雑鉄		
	(15)小型家電	清掃工場選別後再資源化	44.6
	(16)乾電池(小型充電式電池を含む)	清掃工場選別後再資源化	10.14
	(17)蛍光管	清掃工場選別後再資源化	1.61
	(18)廃食用油	拠点資源回収	7.00
	資源ごみ小計[(9)～(18)]		338.97
合計			849.23

(3) 処理及び再資源化の方法について

ごみの種類	処理及び再資源化の方法
(1)可燃ごみ (家庭系収集ごみ) (2)可燃ごみ (事業系収集ごみ)	宇佐・高田・国東広域事務組合の運営する、広域事務組合クリーンセンター(焼却施設)で焼却後、焼却主灰・焼却飛灰及び焼却残渣については、セメント原料を主として再資源化。 それでも処理が困難な焼却残渣は組合が新たに整備する最終処分場にて適正処分を実施していく計画とされているが、新しい施設を整備するまでの当面の間は、国東市及び宇佐市の既存施設を活用することになっており、広域事務組合の依頼により国東市最終処分場及び宇佐市最終処分場に埋立。
(3)不燃ごみ(家庭系) (4)不燃ごみ(事業系)	広域事務組合国東サテライトセンター及び広域事務組合クリーンセンター(リサイクル施設)で破碎・選別・圧縮・梱包・保管後、資源物(ペットボトル、びん、スチールプレス、アルミプレス、粗大鉄、小型家電、乾電池、蛍光灯)については、ストック後、処理業者にて再資源化。選別・破碎残渣については、広域事務組合の依頼により国東市最終処分場及び宇佐市最終処分場に埋立。
(5)可燃ごみ (家庭系直接搬入ごみ)※ (6)不燃ごみ (家庭系直接搬入ごみ)※ ※粗大・家庭一時多量ごみ	広域事務組合国東サテライトセンター及び広域事務組合クリーンセンター(リサイクル施設)で破碎・選別・圧縮後、可燃物については、広域事務組合クリーンセンター(焼却施設)で焼却。資源物(ペットボトル、びん、スチールプレス、アルミプレス、粗大鉄、小型家電、乾電池、蛍光灯、小型充電式電池、水銀使用製品(温度計・体温計・血圧計等)については、ストック後、処理業者にて再資源化。選別・破碎残渣については、広域事務組合の依頼により国東市最終処分場及び宇佐市最終処分場に埋立。
(7)古紙(地区資源回収) (8)古紙(清掃工場直接搬入)	指名競争入札により決定した業者が、市内各区に設置した古紙集積所、各公共施設に排出された古紙、広域事務組合国東サテライトセンターにて選別された古紙を収集し、加工・調整後、各製紙工場等、再生ルートに乗せる。
(9)ペットボトル	分別収集されたペットボトルを広域事務組合国東サテライトセンター及び広域事務組合クリーンセンター(リサイクル施設)にてストック後、選別し圧縮梱包後、容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡し。
(10)びん類	分別収集されたびん類を広域事務組合国東サテライトセンター及び広域事務組合クリーンセンター(リサイクル施設)にて、無色・茶色・その他に分類しストック後、容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡し。

(11)スチール類	分別収集されたあきかんを広域事務組出国東サテライトセンターに一時貯留し、広域事務組合クリーンセンター(リサイクル施設)に輸送し磁選したものと広域事務組合クリーンセンター(リサイクル施設)の破碎工程で生じたくず鉄を圧縮しストック後、業者へ引き渡し、再生ルートに乗せる。
(12)アルミ類	分別収集されたあきかんを広域事務組出国東サテライトセンターに一時貯留し、随時、広域事務組合クリーンセンター(リサイクル施設)に輸送し選別し、圧縮しストック後、業者へ引き渡し、再生ルートに乗せる。
(13)粗大鉄	不燃ごみとして収集された金属類と、直接搬入された金属類を広域事務組出国東サテライトセンター及び広域事務組合クリーンセンターにて選別し、ストック後、業者へ引き渡し、再生ルートに乗せる。
(14)雑鉄 (15)小型家電	市内 4 箇所に設置した小型家電回収ボックスに排出された小型家電と、不燃ごみとして収集された小型家電、直接搬入された小型家電を広域事務組出国東サテライトセンターに一時貯留し、随時、広域事務組合クリーンセンター(リサイクル施設)に輸送し選別・破碎したものを、ストック後、業者へ引き渡し、再生ルートに乗せる。
(16)乾電池 (小型充電式電池を含む)	不燃ごみとして収集された乾電池及び市内 4 箇所の拠点回収所で回収した充電式小型電池を広域事務組出国東サテライトセンター及び広域事務組合クリーンセンターにて選別し、ストック後、再生事業者へ引き渡す。
(17)蛍光管	不燃ごみとして収集された乾電池及び市内 4 箇所の拠点回収所で回収した充電式小型電池を広域事務組出国東サテライトセンター及び広域事務組合クリーンセンターにて選別し、ストック後、再生事業者へ引き渡す。
(18)廃食用油	市内数十箇所に設置した廃食用油回収拠点に排出された廃食用油は随時、再生事業者が回収を行う。

(4) 収集・運搬計画

① 収集・運搬するごみの量(単位:t/年)

ごみの種類	8年度(見込み)
可燃ごみ(家庭系)	3,331.09
不燃ごみ(家庭系)	398.96
資源物(古紙・廃食用油)	502.14
計	4232.19

② 収集運搬計画

項目		収集運搬方式		
		収集回数	収集形態	収集方式
可燃ごみ		週2回	委託	ステーション収集
不燃ごみ		月1回		
古紙		月1回 (一部地域は2回)	委託	ステーション収集
拠点回収	廃食用油	月1回	委託	拠点回収
犬・猫等の死体		随時	委託・直営	市(または委託事業者)又は管理者、所有者が運搬

(5) 中間処理計画

① 処理施設の概要(焼却処理施設および不燃ごみ処理施設)

中間処理施設(宇佐・高田・国東広域事務組合の施設)

区分	焼却施設	リサイクル施設	中継施設
名 称	宇佐・高田・国東広域事務組合クリーンセンター		宇佐・高田・国東広域事務組合国東サテライトセンター
所 在 地	宇佐市大字西大堀 87 番地の 1		国東市国東町東堅来 616 番地 1
形 式 処理方式	連続式ストーカ	破碎、選別、圧縮式	コンパクト・コンテナ方式
処理能力	48t/24h×2 基 (96t/日)	10.3t/5h	24t/5h

②搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量（単位:t）

搬入者	種類		廃棄物の量	計
市(委託)	家庭系	可燃ごみ	3,331.09	4,359.15
		不燃ごみ	398.96	
排出者(直接搬入)		可燃ごみ	517.46	
		不燃ごみ	111.64	
許可業者等	主に事業系	可燃ごみ	2,645.36	2,704.28
		不燃ごみ	58.92	
計				7,063.43

③残渣の量及び処分方法

ア) 残渣の量(単位:t)

可燃ごみ	主灰	465.74	673.64
	飛灰	207.90	
不燃ごみ	残渣	204.91	211.2
	直接埋立	6.29	

イ) 処分方法

・可燃ごみ(主灰・飛灰)

宇佐・高田・国東広域事務組合の運営する、広域事務組合クリーンセンター(焼却施設)で焼却後、焼却主灰・焼却飛灰及び焼却残渣については、セメント原料、山元還元を主として再資源化。

それでも処理が困難な焼却残渣は組合が新たに整備する最終処分場にて適正処分を実施していく計画とされているが、新しい施設を整備するまでの当面の間は、国東市及び宇佐市の既存施設を活用することになっており、広域事務組合の依頼により国東市最終処分場及び宇佐市最終処分場に埋立。

・不燃ごみ(残渣・直接埋立)

広域事務組合国東サテライトセンター及び広域事務組合クリーンセンター(リサイクル施設)で破碎・選別・圧縮後、可燃物については、広域事務組合クリーンセンター(焼却施設)で焼却。資源物(ペットボトル、びん、スチールプレス、アルミプレス、粗大鉄、小型家電、乾電池、蛍光灯、小型充電式電池、水銀使用製品(温度計・体温計・血圧計等)))については、ストック後、処理業者にて再資源化。小型家電は選別し破碎後、金属資源を選別し処理業者にて再資源化。なお、不燃ごみの選別・破碎残渣については、広域事務組合の依頼により国東市最終処分場及び宇佐市最終処分場に埋立。

(6)最終処理計画

①最終処分施設の概要

名称	国東市最終処分場						
所在地	国東市国東町深江 267 番地 1						
埋立方式	セル&サンドイッチ方式						
埋立対象物	焼却残渣、飛灰、選別残渣						
埋立地面積	6,800m ²						
全体容量	20,800m ³						
残余容量	4,008m ³ (令和 8 年 2 月末時点)						
年間埋立計画量	350m ³ (浸出水処理後の汚泥を含む)						
浸出水処理能力	24m ³ /日						
浸出水処理方式	凝集沈殿＋脱窒素接触ばっ気＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着						
計画処理水質	区分	PH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	Ca ⁺ (mg/l)
	放流水	6.5～7.5	10	10	10	10	50

②処分方法

・可燃ごみ(主灰・飛灰)

広域事務組合クリーンセンター(焼却施設)にて生じた再資源化が不可能な焼却残渣及び一部焼却灰(キレート処理済のもの)を、広域事務組合の依頼により埋立。

・不燃ごみ(残渣・直接埋立)

広域事務組合国東サテライトセンター及び広域事務組合クリーンセンター(リサイクル施設)で生じた選別・破碎残渣は広域事務組合の依頼により国東市最終処分場及び宇佐市最終処分場に埋立。